

平成28年 2月定例会 環境対策特別委員会 (事前)

平成28年 2月17日 (水)

〔委員会の概要〕

庄野委員長

ただいまから、環境対策特別委員会を開会いたします。(10時33分)

直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る付議事件の調査についてであります。

付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【説明事項】

○提出予定案件について(資料①②③)

【報告事項】

○第四期徳島県廃棄物処理計画(素案)について(資料④⑤)

○瀬戸内海の環境の保全に関する徳島県計画の変更(素案)について(資料⑥⑦)

高田県民環境部長

それでは、お手元にお配りしております環境対策特別委員会説明資料及び環境対策特別委員会説明資料(その2)によりまして、2月定例会県議会に提出を予定しております環境対策関係の案件及び平成28年度環境対策関係主要施策の概要等につきまして、御説明申し上げます。私からは、一般会計の総括及び県民環境部関係の事項について御説明を申し上げます。その後、順次、各所管部長から御説明申し上げますので、よろしく御願い申し上げます。

今回御審議いただきます案件は平成28年度一般会計・特別会計予算案及び平成27年度一般会計補正予算案でございます。説明資料の1ページをお開きください。平成28年度県民環境部関係の主要施策の概要について7項目を記載しております。その概要について御説明申し上げます。1の総合的な環境施策の推進では、環境首都・新次元とくしまの実現を目指し、環境首都とくしま・未来創造憲章の普及を進めるとともに、環境教育の拠点であるエコみらいとくしまにおいて、多様な環境活動や環境学習・教育の取組を支援してまいります。2の地球温暖化対策の推進では、徳島県地球温暖化対策推進計画等に基づく総合的な温暖化対策を実施するとともに、水素エネルギー導入施策の積極展開による水素社会の早期実現に向けた取組を推進してまいります。3の循環型社会形成の推進では、廃棄物の発生抑制や再利用・再生利用などによる資源の循環的な利用を基調とする社会形成を目指し、各種リサイクル法の推進を図ってまいります。4及び5の産業廃棄物、一般廃棄物処理対策の推進では、県独自の優良処理業者認定制度により産業廃棄物の適正処理を推進するとともに、第四期徳島県廃棄物処理計画に基づき、ごみの減量等を推進し、循環型社会の形成を図ってまいります。6の大気汚染・水質汚濁・土壌汚染等対策の推進では、公害防止対策の推進を図るため、大気・水質等の常時監視や、発生源に対する指導等を行う

とともに、化学物質の適正な管理や汚染土壌の拡散防止対策等の促進など、環境汚染の未然防止に努めてまいります。7の環境影響評価の推進では、開発行為の実施に際し、環境影響評価の審査及び指導を行い、生活環境や自然環境の保全に努めてまいります。以上が県民環境部の平成28年度環境対策関係の主要施策の概要でございます。

4ページをお開きください。各部の環境対策関係の一般会計予算についてでございます。平成28年度一般会計当初予算の総額は、総括表の左から2列目のA欄の一番下、計の欄に記載のとおり38億2,782万円となっております。このうち県民環境部の予算の総額は、同表の上から2段目のA欄に記載のとおり9億3,879万4,000円となっております。財源につきましては財源内訳欄に記載のとおりでございます。

なお、前年度当初予算が骨格予算として編成されたものでありますことから、参考といたしまして、前年度6月補正後の予算額と平成28年度当初予算額を比較した資料1を別紙によりお手元にお配りしてございます。このうち、(ア)一般会計の表の一番下、計欄にありますとおり、平成28年度当初予算額と前年度6月補正後予算額との比較では、環境対策関係では2億180万9,000円の増額となっており、このうち県民環境部では4億7,781万円の減額となっております。

元の資料に戻っていただきまして6ページをお開きください。イ、部別主要事項説明でございます。環境首都課関係でございます。目名、環境衛生指導費の摘要欄①、一般環境対策費では、アの(ア)の新規事業、未来へ繋ぐ地球温暖化対策推進事業により温室効果ガスの排出抑制の緩和策と気候変動の影響対応の適応策を両輪とした取組を実施するとともに、キの新規事業、水素エネルギー活用未来創造事業により、本県における水素社会の早期実現を加速化するなど、地球温暖化対策をはじめ環境施策の推進に要する各種事業の経費を計上しております。以上、環境首都課の予算総額は6億1,247万7,000円となっております。

7ページを御覧ください。環境指導課関係でございます。目名、環境衛生指導費の摘要欄③、生活環境整備指導費では、エの新規事業、PCB廃棄物適正処理対策事業により、PCB廃棄物の適正保管、適正処理等を推進するため、廃棄物処理等に関連する団体との連携強化の下、適正処理体制を強化するなど廃棄物の発生抑制や適正処理を促進するための経費をそれぞれ計上しております。環境指導課の予算総額は1億3,059万6,000円となっております。

次に環境管理課関係でございます。8ページをお開きください。目名、公害対策費の摘要欄②、大気汚染対策費では、PM2.5をはじめとする大気汚染対策を推進するための経費を、④水質汚濁対策費では、アの(ア)、いのち育む水と人がふれあう「里海」推進事業により、水環境の保全と水産資源の確保を図り、豊かな里海づくりを推進するとともに、水質の汚濁状況の常時監視や発生源への立入調査の実施に要する経費をそれぞれ計上しております。以上、環境管理課の予算総額は1億9,572万1,000円となっております。

18ページをお開きください。債務負担行為でございます。環境首都課所管の燃料電池自動車賃貸借契約につきましては、公用車への燃料電池自動車の導入に要する費用として、平成29年度から33年度にかけて2,700万円の債務負担行為限度額の設定をお願いするものでございます。

環境対策特別委員会説明資料(その2)につきましては、後ほど、農林水産部長から説

明いたします。以上が今議会に提出を予定いたしております案件でございます。

続きまして、二点御報告させていただきます。資料2の1, 2の2を御覧ください。一点目は、第四期徳島県廃棄物処理計画の素案についてでございます。徳島県廃棄物処理計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める法定計画であり、国が定める基本方針に基づき、県内における廃棄物の排出抑制や再生利用等による廃棄物の減量化を図るために策定するものであります。現在の第三期計画が目標年次を迎えるに当たり、この度、第四期計画の素案を取りまとめたところでございます。計画期間は、平成28年度から平成32年度の5か年であり、第三期計画における目標設定等について十分な検証を行うとともに、しっかりと現状把握を行い、国の基本方針を踏まえた上で、本県独自の廃棄物の減量や適正処理の目標を掲げてまいりたいと考えております。今後は、県議会での御論議を頂くとともに、パブリックコメントの実施、各市町村からの計画に関する意見の取りまとめ、徳島県環境審議会生活環境部会での御審議を経まして、本年度中に計画を策定してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

続きまして、資料3の1, 3の2を御覧ください。二点目は、瀬戸内海の環境の保全に関する徳島県計画の変更素案についてでございます。瀬戸内海環境保全特別措置法におきましては、瀬戸内海の環境保全に有効な施策を推進するため、国が基本計画を策定し、その基本計画に基づき、関係各府県が各府県計画を策定することが義務付けられております。この度、国においては、平成27年に、美しい景観が形成され、生物の多様性、生産性が確保された豊かな海、いわゆる里海の実現のため、基本計画を大幅に変更するとともに、瀬戸内海環境保全特別措置法の改正を行いました。そこで、平成20年に策定された現計画を変更する必要があり、瀬戸内海の環境の保全に関する徳島県計画の素案を取りまとめたところでございます。詳細につきましては、お手元の資料3の2を御参照いただければと存じます。今後は、県議会での御論議をはじめ、環境省との協議、関係府県との調整を行いながら、パブリックコメントを通じて、県民の皆様から広く御意見をお伺いし、成案を取りまとめ、本年秋頃に徳島県計画を策定してまいりたいと考えております。報告事項は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

#### 篠原県民くらし安全局長

危機管理部から2月定例会に提出を予定しております案件につきまして御説明申し上げます。お手元の委員会資料の2ページをお開きください。危機管理部の平成28年度主要施策の概要についてでございますが、1, 野生鳥獣管理の推進といたしまして、深刻化する自然植生や農林業等への被害を防止するため、有害鳥獣捕獲や個体数調整等の管理を推進いたします。また、将来の鳥獣被害対策を担う狩猟人材を育成確保するため、大学への出前講座等の開催による新規狩猟免許取得の促進や、経験の浅い狩猟者の捕獲技術の向上を図ることといたしております。

4ページをお開きください。危機管理部における当初予算案といたしまして、上から2番目の危機管理部の欄の左から2列目に記載のとおり1億1,883万6,000円をお願いするものでございまして、これは27年度当初予算額と比べると2,061万6,000円の増額となります。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

9ページをお開きください。当初予算の部別主要事項について御説明申し上げます。生

活安全課の環境衛生指導費の摘要欄①、鳥獣等保護費についてであります。ウのイノシシ指定管理捕獲事業では、いのししによる農作物被害を軽減させるための管理捕獲を実施する経費として4,000万円を、エの第12次鳥獣保護管理事業計画等策定事業では、野生鳥獣を適正に管理するための計画を策定する経費として300万円を計上いたしております。その他経費を合わせた生活安全課の予算総額は1億1,883万6,000円となっております。危機管理部関係の提出予定案件の説明につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

#### 犬伏農林水産部長

農林水産部関係の提出予定案件について御説明を申し上げます。初めに農林水産部関係の平成28年度の主要施策の概要について御説明を申し上げます。お手元の説明資料の2ページをお開きください。まず一点目の環境と調和した農畜水産業の推進につきましては、化学肥料や農薬に過度に頼らない持続性の高い農業を推進するとともに畜産経営による環境汚染防止に取り組んでまいります。また、地域資源の有効活用と地球温暖化対策を図るため、小水力など自然エネルギーの利活用の推進に努めてまいります。二点目の環境を重視した多様な森林づくりの推進につきましては、造林や間伐の森林整備を進めるとともに徳島県豊かな森林を守る条例に基づきまして、公有林化や、保安林の適正な管理等、協働の森づくりを展開してまいります。また、水源かん養機能の強化を図るため、治山事業を推進してまいります。三点目の鳥獣による被害防止対策の推進につきましては、農作物等の被害防止を効果的に進めるため、技術的専門員を新たに設置いたしまして、地域の指導的役割を担う人材の育成や地域ぐるみでの侵入防止柵の整備、ICTを活用した捕獲活動等によりまして、被害防止に向けた体制の強化を進めてまいります。

次に4ページをお開きください。提出予定案件について御説明を申し上げます。平成28年度一般会計当初予算案でございますが、総括表の上から3段目でございますように、農林水産部合計では21億6,650万9,000円をお願いしております。前年度当初予算額との比較につきましては12億1,216万9,000円の増額となっており、率にいたしますと227パーセントとなっております。財源内訳につきましては右側に記載のとおりでございます。

なお、27年度当初予算が骨格予算として編成されたため、平成27年6月補正後予算との比較につきましては、お手元の資料1を御覧ください。資料1の(ア)一般会計の上から3段目に記載のとおり農林水産部では7億125万8,000円の増、率にしますと147.9パーセントとなっております。

元の説明資料に戻っていただきまして10ページをお開きください。農林水産部の主要事項につきましては、まず、農林水産政策課でございますが、摘要欄①のア、マル新、獣害に打ち勝つ「地域力」強化事業におきまして、先ほど申し上げましたが、新たに設置する鳥獣被害対策の技術的専門員を核とし、地域における指導的役割を担う人材の育成や侵入防止柵の整備や捕獲活動を支援するための経費として1億8,630万円をお願いしております。

次に、もうかるブランド推進課でございますが、目欄1段目の農作物対策費では、摘要欄①のア、人と環境に優しい農業推進事業におきまして、エコファーマーの育成やエコファーマー等が生産する農産物をPRするための経費として331万円を計上するなど、もうかるブランド推進課合計で936万円をお願いしております。

続きまして、畜産振興課でございますが、摘要欄①のイ、畜産バイオマス利活用整備事業におきまして、鶏ふんをエネルギー利用するための施設整備等に要する経費として6億4,136万9,000円を計上するなど畜産振興課合計で6億4,212万6,000円をお願いしております。

11ページを御覧ください。林業戦略課でございますが、目欄3段目の造林費では、摘要欄②の森林環境保全整備事業費におきまして造林や間伐などを行う公共事業に要する経費として9億4,793万1,000円を、また、摘要欄④のア、未来へつなぐ森林づくり事業におきまして、徳島県豊かな森林を守る条例に基づきまして、重要な森林の取得に要する経費として2,465万円を計上するなど、林業戦略課合計で10億1,662万2,000円をお願いしております。

12ページをお開きください。水産振興課でございます。摘要欄①のア、内水面カワウ対策推進事業におきまして、かわうによる内水面漁業への被害対策の推進に要する経費として127万5,000円をお願いしております。

次に農山漁村振興課でございますが、目欄1段目の農地総務費の摘要欄①のア、そして、その下の目欄2段目の土地改良費の摘要欄①のア、共にマル新、“とくしま発”小水力発電モデル事業を記載しておりますが、これは農業用水を活用した小水力発電施設導入のモデル事業に要する経費をお願いするものでございまして、上段の400万円は国の補助金による導入調査等の経費、下段の600万円は発電施設の設計整備等の支援に要する経費となっております。同じく土地改良費の摘要欄②のア、集落基盤整備事業におきまして、太陽光発電施設整備に要する経費として7,700万円を計上するなど、農山漁村振興課合計では8,700万円をお願いしております。

続いて、森林整備課でございますが、治山費の摘要欄①のイ、水源地域整備事業におきまして、水源地域における荒廃山地の復旧と森林の水源かん養機能の強化を図るための公共事業に要する経費として1億9,653万円をお願いするなど、森林整備課合計で13ページの計欄にございまして2億2,382万6,000円となっております。以上、農林水産部合計といたしましては、最下段の合計欄に記載のとおり21億6,650万9,000円をお願いしております。

続きまして、先議でお願いしております平成27年度2月補正予算案について、環境対策特別委員会説明資料(その2)の資料によりまして御説明申し上げます。これは、国の補正予算を活用する事業でございます。1ページをお開きください。一般会計歳入歳出予算案でございますが、総括表の上から3段目、農林水産部の補正額欄に記載のとおり、今回3億600万円の増額補正をお願いしております。補正後の予算総額は17億8,125万1,000円となっております。また、補正額の財源内訳につきましては、括弧内に記載のとおりでございます。

2ページをお開きください。その内容でございますが、3ページの林業戦略課の目欄4段目、造林費におきまして、造林や間伐など、森林整備の支援に要する経費として3億600万円の増額補正をお願いしております。

続きまして、4ページをお開きください。繰越明許費についてでございます。この度の補正予算をお願いしております林業戦略課の事業におきまして、適切な事業期間を確保し、森林整備事業を円滑に進めるため3億600万円の繰越しをお願いするものであります。

5ページを御覧ください。債務負担行為についてでございます。森林整備課の治山事業工事請負契約におきまして、年度内に発注を行うことにより効率的な施行を促進するため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

提出予定案件の説明は以上でございます。なお、農林水産部関係の報告事項はございません。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

## 海野政策監

続きまして、県土整備部関係の提出予定案件につきまして御説明申し上げます。

お手元の委員会説明資料3ページでございます。県土整備部における平成28年度主要施策の概要でございます。まず、1、自然との共生の推進といたしまして、自然との共生やゆとりと潤いのある環境づくりに配慮した公共事業を推進してまいります。また、2、総合的な生活排水対策の推進といたしまして、汚水処理施設の計画的かつ効率的な整備を推進し、汚水処理人口普及率の向上に努めてまいります。最後に、3、民間建築物アスベスト対策の促進といたしまして、民間建築物所有者等が行うアスベスト含有調査や除去工事を支援いたします。

続いて4ページでございます。県土整備部の平成28年度一般会計当初予算につきましては5億9,387万4,000円を計上いたしております。なお、別にお配りしております資料1にあります6月補正後の予算額と比較して276万8,000円の増となっております。

次に5ページ、特別会計でございます。流域下水道事業特別会計におきまして10億7,136万7,000円を計上しております。資料1の6月補正後の予算額と比較して7,073万4,000円の減となっております。

これらの内訳につきましては、14ページでございます。まず、一般会計についてでございます。住宅課におきましては、摘要欄に記載のとおり民間建築物アスベスト対策費として、民間建築物の所有者等が行うアスベスト含有調査や除去工事の支援に要する経費として120万円を計上いたしております。

河川整備課におきましては、海岸漂着物等の回収、処理及びその発生抑制に要する経費として1,500万円を計上いたしております。

水・環境課におきましては、浄化槽の整備促進と適正な維持管理の推進に要する経費など、合計で5億5,767万4,000円を計上いたしております。

15ページを御覧ください。運輸政策課におきましても、海岸漂着物等の回収、処理及びその発生抑制に要する経費として2,000万円を計上いたしております。

16ページ、水・環境課が所管しております流域下水道事業特別会計でございます。旧吉野川流域下水道の処理場の機械、電気設備の増設等に要する経費など、合計で10億7,136万7,000円を計上いたしております。

19ページをお開きください。地方債についてでございます。流域下水道事業特別会計におきまして1億8,500万円を限度額として事業の財源に県債を充てることとしております。起債の方法、利率等は資料の表に記載のとおりでございます。

なお、今回、平成27年度2月補正の先議をお願いする提出予定案件はございません。県土整備部関係は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

## 佐野教育長

2月定例会に提出を予定しております教育委員会関係の案件は、平成28年度当初予算案でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。お手元の説明資料の3ページをお開きください。初めに教育委員会関係の平成28年度主要施策の概要についてでございます。環境教育の充実につきましては、学校でのリサイクル活動などの取組を家庭に広げるとともに、児童、生徒が地域に出向いて、環境美化や自然観察などの体験活動を積極的に行う新学校版環境ISO認定校の一層の拡大を図ることにより、生命や自然を大切に、地域の環境を守るために行動できる児童、生徒の育成に努めてまいります。また、エネルギー教育や放射線教育を実施することにより、エネルギーに関する理解の深化や放射線に関する正しい理解を促進してまいります。

4ページを御覧ください。平成28年度一般会計当初予算額でございますが、総括表にございますように、教育委員会合計で980万7,000円をお願いしておりまして、6月補正は行いませんでしたので、前年度当初予算額に比べ2万3,000円の減額となっております。

この内容につきまして、17ページをお開きください。学校政策課の目名、教育指導費の摘要欄①、学校教育振興費におきまして、環境・エネルギー教育推進事業といたしまして環境教育の推進を図るため、新学校版環境ISOの取組に要する経費として20万7,000円を、また、環境・エネルギー教育支援事業といたしまして、エネルギーに関する理解の深化や放射線に関する正しい理解の促進を図るための経費として960万円をそれぞれ計上しております。教育委員会関係は以上でございます。よろしくようお願い申し上げます。

## 庄野委員長

以上で説明等は終わりました。これより質疑に入りますが、事前委員会における質疑につきましては、提出予定案件に関連する質疑及び緊急を要する案件に限定するとの申合せがなされておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

## 上村委員

まず、県民環境部の循環型社会形成の推進についてお伺いいたします。これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済システムを見直して廃棄物の発生抑制や再使用、再利用、再生利用など資源の循環的な利用を基調とする循環型社会の形成を目指しとありますけれども、具体的にどんな取組を来年度は進めるのでしょうか。特に3Rといいますが、リデュース・リユースの取組の推進でデポジットの容器使用を促進するなど、生産企業に対しての行政の働き掛けが必要じゃないかなと思うんですけれども、そういったことに対してどのようにしていくのかというのを聞きたいと思います。

また、第四期の徳島県廃棄物処理計画、素案が出されまして、これ今年度中に策定ということですが、今、一般廃棄物、これ見ましたら、なかなか思うように減っていないというようなことも書いてあったと思いますけれども、市町村の状況。特に生ごみ、紙ごみの分別状況というのは把握をされているのかどうか。特に徳島市が、人口が一番多いんですけれども、あんまり分別が進んでいないと思うので、ここがもう少し分別が進めばかなり減量化が進むのではないのかと思うんですけれども、県としてはこうした指導につ

いて、どういうふうにされているのか。県としての対策についてお聞きしたいと思います。

それと、この78ページ、ごみの減量のためにはごみの有料化の一層の推進という文言が入っていて、これちょっと気になったんですけれども、小松島なんかでもごみの有料袋が高いということが問題になっていたと思うんですけれども、ごみの有料化というのはごみ減量につながるのかと、非常に疑問なんですけれども、かえって不法投棄が増えるのではないかと、この考え方についてちょっと説明をしていただきたいと思います。

それから、82ページに水銀の廃棄物処理の適正化に関して条約が発効されるのを見込んで変更があるということで書かれていますけれども、国が水俣条約をこの2月2日に締結して、マスコミでも報道されていますけれども、今年は4月1日からか又はこの条約が効力を生ずる日かどちらか早い日から廃水銀を特別管理一般廃棄物に指定して処理方法を規定するという通知が出ているんですけれども、恐らく現状では4月1日からなるのではないかと思います。これを受けて県も1月25日付けで廃水銀の扱いについて業者に対してホームページで広報もしてありますが、この廃水銀の現状はどうなっているのかということと、住民にも啓もうしていくと書かれていますけれども、この周知徹底はどのようにされるのか、以上、県民環境部の方にお聞きしたいと思います。また、追ってそれぞれ質問ありますのでお願いします。

#### 河崎環境指導課長

第四期徳島県廃棄物処理計画素案に関連いたしまして何点も御質問を頂きましたので、一点一点、答弁をさせていただきたいと思います。まず、3Rの推進に向けた取組でございますけれども、これは12月の定例会でも答弁させていただきましたけれども、環境行政、特に廃棄物対策に取り組めます上で3Rの総合的な取組の推進というものが廃棄物を適正に処理することができる処理施設の確保とともに大きな課題でございます。まずは廃棄物の発生抑制に努めまして、それでも廃棄物となった物については可能な限り再生利用、再資源化を図るということで焼却量や最終処分量を削減していくことが大切であると考えております。こうしたことから、県は、今回、第四期徳島県廃棄物処理計画の素案をお示しさせていただいておりますけれども、徳島県廃棄物処理計画に国の基本方針に則しまして、国の基本方針で示された排出量の削減目標やリサイクル率の目標等も参考に、本県独自の目標設定を行いまして、その推進を図りたいと考えております。

今回の第四期徳島県廃棄物処理計画素案には77ページから81ページにかけまして廃棄物の発生抑制・排出抑制への取組についての記述をさせていただいております。その中で、3Rの総合的な取組の推進等の方向性を示したいと考えているところでございます。具体的な項目につきましては、一般廃棄物・産業廃棄物共通の取組といたしまして、暮らしの工夫による発生抑制や排出抑制、公共部門における発生抑制や排出抑制、それから一般廃棄物に特化した項目といたしまして、3Rの総合的な取組の推進ということで、ごみ問題に取り組む住民団体やNPO法人等との連携、これらの団体との施策に関する意見交換、また、地域に根ざした活動に対する支援、マイバッグ運動等の取組についての意識の高揚などを記載させていただいております。また、事業系一般廃棄物の資源化促進に向けた仕組みづくりということで、事業所でのリサイクル推進に資する資源回収業者や廃棄物再生事業者等に関する情報提供、また、エコイベントの推進やごみ有料化の一



層の推進ということを記載させていただいております。

県におきましては、例えば、平成24年度には拡大生産者責任に基づいたリサイクルシステムの構築について、国に政策提言を行いまして、その後も総合的な廃棄物のリサイクル対策について、毎年、徳島発の政策提言を行っているところでございます。今後とも環境負荷の低減と循環型社会の構築のために、ごみ処理の広域化による環境負荷の少ない高性能な処理施設の整備を推進するとともに、車の両輪といたしまして、3Rの総合的な取組の推進につきましても市町村の取組に対する技術的援助としての助言等に努めるとともに、また環境首都課や環境首都とくしま創造センターをはじめとする関係課や関係団体等とともに、機会を捉えて、事業者、住民団体、NPO法人及び県民等への働き掛けを行ってまいりたいと考えております。まず一点目は以上でございます。

#### 藤本環境首都課長

続きまして3Rの関係で具体的なお話をさせていただきたいと思っております。当然ながらごみの減量化は住民自らがそれぞれのライフスタイルを見直しまして環境に配慮したライフスタイルに転換していただくということが重要であると考えております。そこで、県は県民に対しまして、3R意識の普及啓発を進めているところでございます。

前回の時にもお見せしたかもしれませんが、環境首都とくしま・未来創造憲章というものを昨年1月に策定をいたしまして、この中に県民の皆様が環境活動をするための行動指針を定めておるのですが、その中で幾つか例を挙げさせていただきますと、必要なものだけを買ひ、買い替える前には活用できないかもう一度考えましょう。それから、食物の恵みに感謝し、食材を無駄なく使い、食べ残しはやめましょう。マイ箸、マイボトル、マイカップなどを利用し、使い捨てをやめましょう等々の指針を掲げさせていただいております。それで、この憲章をあらゆる機会を捉えまして普及啓発をしておりますし、具体的にはこちらからの出前講座を実施をさせていただいたりとか、いろいろな講習会で講師を派遣させていただいたりとかしまして、その際に憲章の中身の普及啓発をさせていただいているところでございます。特にマイバッグ、マイボトルにつきましては今年度は関西広域連合の委員会の中でも、今までペットボトルなりを出していたところを、知事とか関係職員がマイボトルを持参するという取組をさせていただいておりますし、マイカップにつきましてはいろんなイベントとか会議におきましては我々が持っているリユースカップを貸し出しましてごみを出さないような働き掛けをさせていただいているところであります。県といたしましては、ごみの減量化はもとより、ごみそのものを出さないというような姿勢で普及啓発に努めているところでございます。

また、来年度におきましては、今年度本県が誘致を推進しておりました3R推進全国大会というのが来年度、中四国で初めて徳島県で開催されるということが決定をいたしましたので、その開催を受けまして県民の皆様には3Rの推進ですとか廃棄物の減量等々の理解を深めていただくとともに、その取組を推進するために、その全国大会に合わせまして、仮称でございますが、とくしま3Rフェスティバルというのを開催をさせていただいて、更なる普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

#### 河崎環境指導課長

上村委員から御質問を頂きました二点目につきまして答弁したいと思います。二点目につきましては、ごみの排出状況についてでございますが、例えば紙でありますとか生ごみでありますとか、そういった種類ごとの把握を県がしているのかということでございます。毎年、一般廃棄物につきましては、環境省に対する調査回答ということで、それぞれの排出状況を報告しているところでございまして、それを活用して今回の計画策定をしているところでございます。例えば、資料の9ページでございますが、ごみ種類別排出量の推移というような表もございまして、例えば、可燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ、不燃ごみ、その他集団回収とか、こういった比較的大きな項目に今回の計画の中では表現をさせていただいて掲載をさせていただいております。また、11ページにつきましては、リサイクルの状況といたしまして、例えば、紙類、ペットボトルとか、肥料化・飼料化、廃食用油などの項目ごとに数値を掲載させていただいているところでございます。リサイクル率につきましては、本県の場合、なかなか全国的に上位というわけにはまいっておりませんで、特に都市部のリサイクル率が比較的伸びていないという状況にございますので、今後、こういったリサイクルの推進に向けまして、各市町村に対する技術的援助としての助言に努めてまいりたいと考えております。

続きまして三点目についてでございます。ごみ有料化の考え方ということで御質問を頂いております。本県の可燃ごみの収集につきましては、平成27年度には19市町村において有料化がなされているところでございます。これは、ごみ袋の有料化を含む数字でございます。国におきましては、一般廃棄物処理有料化の手引において、市町村の役割として経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるために一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきであるとの記載をされておまして、国全体の施策の方針といたしまして一般廃棄物処理の有料化の推進ということが示されているところでございます。本県におきましても、この国の方針に基づきまして、各種対策を講じているところでございます。この点につきましては以上でございます。

続きまして、四点目についてでございます。水銀に関する水俣条約に関連した御質問を頂きました。資料2の2の第四期徳島県廃棄物処理計画素案82ページを御覧ください。第2節、適正処理のための取組、(1)一般廃棄物・産業廃棄物共通、③の水銀廃棄物処理の適正化におきましては、水銀に関する水俣条約の発効に向け、使用済みとなった蛍光灯や水銀体温計及び水銀血圧計など水銀廃棄物の適正処理を推進するため、市町村や事業者の指導及び住民への啓発に努めますと記述をさせていただいております。この背景についてでございますけれども、委員が先ほどおっしゃいましたけれども、平成25年10月10日に熊本県で開催された国連の会議におきまして、水俣病の原因になった水銀の輸出入などを国際的に規制する水銀に関する水俣条約が採択されまして、条約の批准が50番目となった国における批准日から90日後に発効することとされたところでございます。また、このことを受け、我が国では、平成27年6月には水銀を大気中に排出する際の規制基準値や輸出入の規制について規定いたします水銀による環境の汚染の防止に関する法律案及び大気汚染防止法の一部を改正する法律案の可決、成立。平成28年2月3日には水俣条約の批准、これは23か国目でございますが、こういったことに至っております。この条約の発行後は、水銀を一定量以上含む製品の製造が原則禁止、水銀の輸出も禁止ということになりますの

で、余剰となったり廃棄物から回収された水銀の位置付けが有価物から廃棄物へと変わり、その無害化やそれに要する経費負担の問題が課題となってまいります。そこで、県におきましては、平成27年5月13日に水銀の無害化処理技術の早期確立、適正な回収処理システムの構築について、知事が徳島発の政策提言を行ったところであり、また、これまで水銀を含む廃蛍光灯などの適正処理の必要性について市町村廃棄物連絡協議会で取り上げたほか、市町村を個別訪問いたしまして適正処理に欠かせない廃蛍光灯などの分別回収についても助言を行ってきたところでございます。さらに、今後は各家庭や事業所に水銀体温計や水銀血圧計など水銀含有廃棄物が、もうお使いにならなくなっているとしましても、たんすの中にあつたりすると思っておりますので、こういった物の掘り起こしによる早期回収などの取組を市町村や事業者に対し働き掛けたいと考えているところでございます。

ちなみに、現在国内で製造されております蛍光灯などの水銀添加製品は、そのほとんどが条約の基準値を下回るだろうとのことをごさいますして、当面はその流通が続くものと見込まれます。なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定におきましては、回収、再生される水銀製品について、これまで有価物として取り扱われていましたので、特別な処理基準が設けられていたわけではございません。特定の施設から排出される水銀に汚染されたばいじん、燃えがら、汚泥、廃酸、廃アルカリ、鉍さいについてのみが特定有害産業廃棄物ということで通常の廃棄物より厳しい規制があったところでございますが、あとの物につきましては、通常の廃棄物としての取扱いとなっております。このことについて、水俣条約との関連において、廃棄物処理の法令が改正されたところでございまして、この処理の適正化ということが更に進むものと考えております。先ほど廃水銀の現状ということで御質問も頂きましたけれども、先ほども申し上げましたけれども、通常廃棄物ということでございまして、水銀含有廃棄物の数量を個別に把握というところには至っていないところでございます。

#### 上村委員

また付託で詳しく質問したいと思います。

あと、農林水産の施策もお聞きしたいと思うんですけれども、今朝の徳島新聞にも載っていましたが、ポンチ絵の147ページ、鳥獣害に打ち勝つ鳥獣被害防止策ということで、結構重点的な対策が出されたなあと思ったんですけれども、この中で県の専門員の配置について言及があったと思うんですけれども、お聞きしたいのは技術指導員を一人配置するんですかね。こういう鳥獣の被害を根源的に減らしていくためには、単に捕獲数を増やすということではなくて、科学的とかいろんな知見に基づいて個体群の管理をしていくということが重要だというふうに言われていますけれども、こういう点で専門家の配置がしっかりできているのかどうか。今後、単なる技術指導員じゃなく、そういう専門家を配置するといった計画はあるのかということをお聞きしたい。

あと、被害防止計画作成状況をホームページで見たんですけれども、それぞれの市町村がこういった被害をどう防止していくかという計画を作ることがまず求められると思うんですけれども、徳島県では、藍住町、松茂町、石井町、那賀町だけで、あとはまだ計画が作られてないと、実施主体の設置はされているんですけれども、そういう状況で、これはなぜこういう状況になっているのか、計画自体が作られないと進まないんじゃない

かと思うので、この点をお聞きしたいと思います。

あと、畜産振興課の予算で畜産環境対策事業費が6億4,212万6,000円付いていまして、この中で畜産バイオマス利活用整備事業、これ6億4,136万9,000円計上されておりますけれども、これはどういった事業なのか。国の補助金も活用するというふうな話ですけれども、国と県でどれだけ負担をするのか。それと実際、11月に徳島新聞で不動に鶏ふんを燃料としたバイオマス発電の施設を造る計画があるということが出されましたけれども、その時点で、県の担当の方にお聞きしたら、そういった報告がきてないので、これについては県として把握してないということだったんですけれども、今回そういう予算が付いたということで、いつ、そういった計画が出されたのかということをお聞きしたいと思います。

#### 谷農村・鳥獣対策担当室長

ただいま上村委員から御質問の鳥獣被害対策の技術的専門員についてでございますが、鳥獣被害を防止するためには鳥獣を農地に引き寄せ被害を起こす原因、それから加害する鳥獣に対する正しい知識、そして被害防止対策に関する正しい知識が必要でございます。これらを総合的に判断し、正しい対策を適切に実施しなければなりません。そこで、私どもは市町村や農協等の担当職員等を対象に鳥獣対策指導員研修を実施しております。また、県の担当者に対してもスキルアップの研修を実施しているところでございますが、やはり人事異動があり、マンパワー不足などもあり、関係指導機関においても農家等への適切な指導ができる人材が不足し、タイムリーに適切な指導が行えないというような状況もございます。そこで、この度、県では鳥獣被害防止に関する専門的な知識等高度な技術を有する人材を全国に求め、来年度から鳥獣被害対策の技術的専門員を任期付きで新たに設置するべく、現在、県職員としての適性も含め厳正に選考しているところでございます。

もう一つお尋ねの計画に関してでございますが、現在、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に関係いたしまして、23市町村で被害防止計画を策定しております。

#### 東城家畜防疫対策担当室長

委員のほうから畜産環境対策費の家畜排せつ物等の適正処理の推進に要する経費として畜産バイオマス利活用整備事業のことで三点御質問があったかと思っております。まず一つ目、どのような事業かという御質問がありましたが、本県はブロイラー出荷羽数全国第6位ということで全国でも有数のブロイラー生産県でございます。その中で、日々大量に排出される鶏ふんの処理のため、これまで広域の堆肥センター等を整備するなど、堆肥化処理による土地還元を主体とした対応を行ってまいりました。しかし、施設の維持管理に多額の費用がかかるとか労力が必要であるとかということと、施設整備後数十年が経過するなど施設の老朽化や非需要期における堆肥の停滞等、規模拡大を図る上で鶏ふん処理がネックとなっております。こうした中、県内の養鶏関係者らが新たに鶏ふんの利活用を図ることを目的に平成26年4月30日、鶏ふんの燃焼による熱利用等バイオマスエネルギーの利用を促進するライブストックエナジー活用協議会を発足いたしました。そこで、協議を重ねてまいりまして、約1年間にわたる協議の結果を踏まえて農林水産省の補助事業でございませぬ畜産クラスター事業を活用してバイオマス利用施設を設置利用したいと、提案というん

ですか、県のほうに相談がありました。いつ計画が出されたかというところでございますけれども、現在、実施計画書が出されていない状況でございます。大まかに事業の規模というのは聞いておりますけれども、正式な事業計画書は出されていないという状況でございます。それと、国と県の負担比率でございますが、国費が2分の1以内ということなので、今回の予算書に示させていただいているのは国費の部分でございます。事業費はその倍というようなことでございます。

上村委員

まだ正式な実施計画書が畜産振興課のほうに出されていないということですが、そういったものがなくて国の補助金申請とか予算が付くんでしょうか。

東城家畜防疫対策担当室長

この事業は平成28年度の国の当初予算に載っていきこうということでございますので、国の予算がまだ確定してないということもございます。それで、国の今後のこの事業に関するスケジュールでございますけれども、事業者が2月後半から3月上旬までに県とまずヒアリングをします。その結果をもって県が農政局とヒアリングをするのが3月中旬ということになってますので、それまでに事業者は計画を上げてくるというところで、まだ計画書が上がってきていないというのが実際のところでございます。

上村委員

これから計画書がすぐに出されるということで、それで予算として上げてきているということですか。

東城家畜防疫対策担当室長

今、当初予算に載っていくためには、ここで上げておかないと国に対する予算要求にも間に合わないというところなので上げさせていただいているというところでございます。

木南委員

事前委員会ですので、答えられるところだけでかまいません。今日、第四期徳島県廃棄物処理計画素案が出されたわけですが、この1月、本来は廃棄すべき食品が廃棄物処理者によって流通した事件というのが起こりました。これは大変なことでありまして、国政に対しても、国の信用にも関わる問題でありまして、消費者を裏切ったというだけでなく、国際信用にも関わる大きな問題であります。廃掃法も一部欠陥があるのではないかと、そんなふうに言われておりますし、それは何かと言ったら、マニフェスト自身が幾らか欠陥があるのではないかとというふうな論調のある中で、徳島県として消費者保護ということもありますし、廃掃法、いわゆるコンプライアンスといいますか、守ってもらうあるいは廃棄物処理業者に対しての指導も徹底しなければならないし、そこらあたりの徳島県としての取組が説明ができるのであればお知らせいただきたいと思えます。

河崎環境指導課長

ただいま木南委員から御質問を頂きました事件は、ダイコー株式会社による廃棄食品の不正流通事件でございます。食品製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物は、廃棄物処理法では動植物性残さとして産業廃棄物に分類されております。食品残さには一般廃棄物に分類されるものもございますが、今回事件となった物は、産業廃棄物たる動植物性残さということでございました。一般的に、こうした物は、都道府県、政令市等の許可を受けた産業廃棄物処理業者に収集運搬や中間処理としての再生や焼却等を委託して処分されているところでございます。

ところが、このダイコー株式会社による廃棄食品の不正流通事件と申しますのは、排出事業者と委託契約を交わして、産業廃棄物たる動植物性残さとして再生処理することを引き受けた廃棄食品を横流しをしたと。そして再び食品として販売したということでございまして、また、それが発覚しないように、排出事業者が交付した産業廃棄物管理票に委託契約どおりに処理したよと、処理が完了したよという旨の虚偽の記載を行い、それを送り返したということでございます。これが事実でありますと、廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、法第12条の3、管理票虚偽記載ということになりまして、法29条により6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられるということになります。ちなみに、このダイコー株式会社は、徳島県では収集運搬を含めまして産業廃棄物処理の許可を有しておりません。

今回の不正流通事件の発生を受けた本県の対応といたしましては、去る1月20日付けで環境省から動植物性残さを取り扱う産業廃棄物処分業者への立入検査の実施等について要請があり、県内全13業者の全17施設について、また、本県独自に廃棄食品を多量に排出している県内事業者につきましても立入検査を実施しましたが、現時点で同種の転売が疑われる事案は確認されておられません。先ほど、委員からお話ございましたように、現行の廃棄物処理法、これにつきましては、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としておりますが、今回の不正流通事件の発生を想定したような対策につきましては不備がございます。そこで、こういった不備につきまして、同種事件の再発防止に向けて、所要の整備を行うようにと、去る2月8日には環境省に対して緊急の徳島発の政策提言を行ったところでございます。その内容は、廃棄物処理業者が排出事業者が意図する処理の内容と方法に即して処理することを今以上に徹底させるということを中心におき、同種の事件が発生した場合、許可の取消しということがこの事件においても全く不可能かといえれば必ずしもそうではなくて、いわゆるおそれ条項ということで、不適正な処理をするおそれがある事業者だということで許可を取り消すというような規定もございますが、この規定が非常に不明確であるということが難点としてございますので、こういった不明確なところを許可の取消しを含む行政処分の対象となることをより明確にするように、それから産業廃棄物、こういったことのために産業廃棄物処理業者の処理責任の拡充でありますとか、産業廃棄物の排出事業者責任の拡充、例えば、自らが排出した物を、管理票だけを信用するんじゃなくて、ときに現場を確認するといったことも視野に入れての排出事業者責任の拡充でありますとか、さらに廃棄食品には一般廃棄物に該当するものもありますが、一般廃棄物処理には産業廃棄物管理票に類する制度すらございませんので、一般廃棄物処理における処理責任についても拡充をなさったらどうかということで、提言を行ったところでございます。県といたしましては、本県において同種事案が発生しないように、今後

とも適宜立入検査等を行うとともに、あらゆる機会を捉えて排出事業者や産業廃棄物処理業者への指導に努めてまいりたいと考えております。

木南委員

今、答弁いただいたとおりだと思うんですが、排出者責任という問題が残りますよね。この排出者責任、まあマニフェストを頂いて、そのマニフェストが偽造だったということでしょう。そうすると、今、課長のお答えにあったのは、業者だけに任せずにマニフェストだけは疑ってかかれよと、こういう話だろうと思うんですが、排出者の採るべき道、あるいはマニフェストの信頼性、これはどんなふうに担保するのか。

河崎環境指導課長

産業廃棄物管理票、いわゆるマニフェストでございますけれども、このマニフェストにつきましては、排出事業者には自分が出した廃棄物がきちんと再生処理あるいは最終処分されるまで責任があるところ、自分の手を離れた廃棄物がきちんと適正処理されたかどうかを知る手段として作られた制度でございます。この実際的な運用、電子マニフェストというものもございますけれども、処理が済みましたら、例えば運搬が終了したら運搬業者から運搬が終了したよというようなものが返ってくる。中間処理が終了したら中間処理しましたよと、いついつしましたということが返ってくる。最終処分が済んだ時点では最終処分されました、あるいは再生処理されましたということが、七連の帳票でございますが、そのうちの1枚が送り返されることで分かる仕組みになっております。ただ、排出事業者の責務につきましては、この管理票だけではなく、自分の出した廃棄物がきちんと処理できるということをきちんと担保するよとというような項目もございまして、これについては、具体的に何をせよということが法令には明記をされていないところでございます。ただし、環境省の通知におきましては、例えば、実際に現場に行って、排出された物がどのような処理をされているのか時折、確認してくださいということが、通知のレベルで示されているという状況でございます。

木南委員

非常に難しい問題であるし、また排出者責任というのは非常に重いわけです。要はこんなことが起こらないように、リサイクルする物はルールに従ってリサイクルする、廃棄する物はルールに従って廃棄する、こういうふうな、システムとしてはできているんですが、今の論調でいうと、若干、欠陥があるんでないかということがありますんで、よく研究して、これ国際信用に関わります。どっかの国の食の安全、随分マスコミ等で流れましたけれども、日本よお前もかと、こんなことにならないように、廃棄物行政というのは進めてほしいと思います。

もう一つは、ホスピタリティという言葉があるんですが、いわゆる一般的にはおもてなしみたいに使われているんですが、本当は人と社会とか、人と自然とかの関わりを具現化することだったりというんだと思うんです。それで、この前、あるボランティアの方が、ある駅のトイレをボランティアで清掃したいという申出をして、行ってみると、くみ取りトイレだったと。これ、私どもの手に負えませんという話がありました。これはJRの間

題なんです、調べてみると徳島県内の駅の数75駅あるという。その中で水洗トイレは九つ。あとほとんどはくみ取りということです。今、徳島県というのは観光立県、ちょっと観光と環境とって言いにくいんですけど、観光は立県、環境は首都というんですが、いろんな所で観光のために環境のために人にきていただく、あるいはホスピタリティを完成していくという中で、いろんな公共のトイレがあるわけですが、どこが管理しとるのかというと、ここは県土整備部です、これは商工労働部です、これは県民環境部ですと。こんな話があるんですが、日本、徳島の将来を決めていく、あるいは徳島の観光行政を進めていく、土木行政を進めていく、環境行政を進めていくという中で、トイレの問題というのは非常に大事なことだと思うんです。急な話ですから考えておいてほしいと、これ提言にしたいと思うんですが、いわゆるホスピタリティを、トイレだけの問題じゃなくて、いろんな部局が集まって統括的な場所、これは多分県民環境部になるんだろうと思うんですが、こんなことを各部局で話し合っ、あるいは組織内で話し合っ、そういうふうな指令塔を。環境のためにはこう、観光のためにはこう、県土整備のためにはこう、ということで、全体的にホスピタリティを考える部局、セクションを考えていただいたら有り難いと思うところです。これは提言ですので、御意見がありましたらお聞きします。

#### 東端県民環境部副部長

ただいま御提言を頂きました徳島への移住交流ですとか、とくしま回帰と、そういう事業を県としては挙げて、今、取り組んでおります。そういう中で、徳島にきていただくという場合のおもてなしの視点から、トイレというのは非常に重要だという御意見、誠におっしゃるとおりだと思っております。現状、木南委員の御指摘のとおり、県の公衆トイレもございます。あるいは市町村、それから公共施設あるいは事業者の方々にそれぞれトイレというのは整備をしておるところでございまして、老朽化の部分につきましてはそれぞれの管理者が考え、整備をしておるというような状況でございまして、県全体のおもてなしという視点からいうと、きた方々はどこが管理者かということじゃなくて、そのトイレの状況というのが正に県のイメージを左右するというような場合も多々あるかと思っております。環境部局におきましても管理しているトイレはございますけれども、なかなか老朽化もあり、整備も難しいところも実は正直ございまして、御提言を頂きまして、私ども、すぐびったりくるお答えは申し上げられなくて恐縮でございまして、重要な御提言と受け止めさせていただきまして、県民環境部としても検討をさせていただきたいと思っております。

#### 庄野委員長

今の問題なんですけれども、私の地元にも地蔵橋駅というのがあるんですけれども、週に一回、早朝に私も掃除等々に行っている部分もあるんですが、トイレのほうはくみ取り式です。前はトイレも掃除をしていたんですけれども、トイレは衛生上、いろんな問題があるので、くみ取りトイレは掃除するなというふうなことがございまして、でもそこには四国八十八ヶ所を徒歩で回っている方とか、その駅の構内で寝てる方もたくさんおいでます。だから、JRとかにも言うような形とか、それからいろんな部局で衛生面もございまして、そういう今の木南委員の御提言を受けて、少しトイレの関係の会議といいますか



要請といたしますか、そういうふうなことが少しできたら、これは本当に大きな問題だなあと思いますので、全庁的に少しお話をさせていただきましたら有り難いかなと思いました。

(「委員長、今の問題ね、これは……」と言う者あり)

庄野委員長

小休します。(11時53分)

庄野委員長

再開します。(11時53分)

意見書等の意見も出ましたので、十分に検討いただいて、また付託委員会でもそういう議論が出されて、もし予算的なもので、提言というか意見書を出さないといけない問題があったら、またそのときに、みんなで考えますのでよろしくお願いを申し上げます。

ほかにございませんか。

(なしと言う者あり)

以上で質疑を終わります。

これをもって、環境対策特別委員会を閉会いたします。(11時54分)